平成２３年（フ）第１４５１７号
東京都品川区東品川４丁目12―９―2415
債務者　三門　健太
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　繁樹
4　破産債権の届出期間　平成23年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月13日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６９９号
横浜市都筑区川和町84番地１　エスペランサ第３市ヶ尾402
債務者　渡邉　綱男
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　織田　慎二
4　破産債権の届出期間　平成23年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月17日午前10時50分
6　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５１９号
静岡県浜松市浜北区染地台２丁目30番25　グランヒルＢ201号室、住民票上の住所静岡県袋井市春岡957番地の４
債務者　石貝　隆久
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多和田洋二
4　破産債権の届出期間　平成23年11月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月17日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１４５２２号
東京都練馬区東大泉２丁目11―19―805
債務者　菅野　高吉
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川瀬　庸爾
4　破産債権の届出期間　平成23年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月19日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２４６号
広島県福山市東深津町５丁目23番２号
債務者　甲斐　善信
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土本　育司
4　破産債権の届出期間　平成23年12月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月20日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２４７号
長野県中野市大字壁田1102番地
債務者　山﨑　照夫
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　　肇
4　破産債権の届出期間　平成23年11月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月30日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４８５号
静岡県島田市川根町家山702番地の２
債務者　中村　勝徳
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野末　寿一
4　破産債権の届出期間　平成23年11月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月30日午後１時50分
6　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第９８号
栃木県足利市朝倉町字久保前420番地１　レジデンス朝倉202号新保方、住民票上の住所埼玉県さいたま市北区日進町１丁目450番地１　グランドールラシン306
債務者　大塚　雅美
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第９０号
栃木県足利市利保町１丁目２番地１県営新山団地９―23
債務者　岡林タダシこと　ド　アマラル　アルミストロング　タダシ　オカバヤシ
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第７３号
秋田県横手市外目字下桜沢75番地９
債務者　柴田　孝行
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第１８３号
山形県上山市長清水３丁目６番48―14号
債務者　粟野　正己
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８４号
山形市小白川町５丁目９番３号
債務者　山川惠美子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８５号
山形市南原町１丁目24番21号　メゾネット南原Ｃ号
債務者　片桐　秀一
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３７４号
函館市榎本町23番５号
債務者　亀岡　潤一
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４０４号
函館市中島町３番４号
債務者　菊地　芳春
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４０７号
北海道茅部郡森町字港町161番地の８
債務者　加藤のぞみ（旧姓舘岡）
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
函館地方裁判所